

平針北学区広報委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 本委員会は、平針北学区広報委員会と称し、事務所を平針北コミュニティーセンター内に置く。

(目的)

第2条 本委員会は、平針北学区の諸事業及び運営について思想信条に偏ることなく広報し、学区の活性及び住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、『平針北学区だより』を発行する。

(構成員)

第4条 本委員会は、平針北学区連絡協議会の諸団体（下記に記載）から選出された委員および学区長の推薦者をもって構成する。

諸団体：	平針北婦人会	平針北子ども会
	平針北小学校PTA	平針北民生・児童委員会
	平針北シルバー親睦会	平針北町内会連合会

(役員)

第5条 本委員会に、次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
会計	1名
監査	1名

(役員を選出)

第6条 前条の役員のうち、委員長及び監査は、第4条で示した構成員の中から互選する。副委員長及び会計は、委員長の指名により決定する。その他、必要とする係を設けてもよい。

(役員の職務)

第7条 (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を整理し、会議を開催し議長を果たす。
(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故が起きた場合その職務を代行する。
(3) 会計は、会計事務を担当する。
(4) 監査は、広報事業や会計事務を監査する。

(役員の任期)

- 第8条 (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
(2) 役員に欠員が生じた場合は、構成員の中から互選する。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

- 第9条 (1) 本委員会に相談役を置くことができる。
(2) 相談役は、委員長が委嘱する。
(3) 相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

(広報委員の役割)

- 第10条 広報委員は、『平針北学区だより』を発行するために必要な記事の執筆及び編集等を行う。

(会議)

- 第11条 会議は、委員会の構成員でもって構成し、委員長が必要と認めるときに開催する。

(平針北学区だよりの発行)

- 第12条 原則として年4回発行し、町内会員各戸、必要とする天白区内の公署等に配布する。

(経費)

- 第13条 本委員会の事業経費は、学区の予算で計上し、それでもって充てる。

(その他の必要な事項)

- 第14条 この規約に定める他、第2条の目的に即した必要な事項は、会議で決定する。

付則

この規約は、平成10年4月から施行する。
一部改訂し平成26年4月1日から施行する。